



中川 あゆこ 議員

動物愛護に係る  
高島市行政の  
あり方について問う

**問** 動物愛護について、どのような啓発活動をしているのか

**答** ホームページやチラシ、リーフレットなどによる啓発・情報提供に努めています

**問** 動物愛護について、どのような啓発活動をしているのか。

**答** 環境部長

市のホームページや防災行政無線、広報たかしまを通じた啓発のほか、滋賀県動物保護管理センターなどのチラシやリーフレットによる情報提供に努めています。

**問** 動物虐待が発覚した場合の対応と再発防止策について伺う。

**答** 環境部長

市民から虐待が疑われる通報等を受けた場合、滋賀県動物保護管理センターと連携して、立入調査に同行するなど協力体制を構築しています。

**問** 災害時のペットの避難場所について、どのような体制を整えているのか。

**答** 環境部長

高島市地域防災計画では、環境省の基準により策定された「滋賀県災害時ペット同行避難ガイドライン」に従い、避難者相互の合意のもと、避難所の規模や能力などに応じて適切な措置をとることにしています。



**問** 動物を販売する業者の適正な飼育について把握しているのか。

**問** 県と市それぞれ役割分担があることはわかるが、立入調査の通報の内容、販売業者の名前は行政として把握しておくべきだと思うがどうか。

**答** 環境部長

県が不適切な状況を認められた場合、法に基づき知事が改善に向けた勧告を行い、改善がない悪質な販売業者に対しては、登録の取り消しや業務の停止命令が行われます。昨年度は、通報により滋賀県動物保護管理センターにおいて、市内の販売業者に対して2件の立入調査が行われていますが、指導を要する状況には、なかつた旨を確認しています。

**答** 環境部長

今後、市内に所在するそのような状況についても情報共有に努めます。

**問** 愛護動物を遺棄した場合の罰則の周知はされているのか。

**答** 環境部長

愛護動物を虐待や遺棄することは犯罪であり、違反すると懲役等の罰則に処せられることを市のホームページで周知・啓発を図っています。

**問** ペット専用の火葬場の設置について、市の見解を伺う。

**答** 環境部長

高島市斎場にペット専用の火葬炉を増設することは構造上困難であり、現時点でペット用の火葬場の設置予定はありません。近隣のペット火葬が可能な公設火葬場や民間の巡回火葬サービスをご案内しています。

